

# 大分県報

平成二十七年  
号外（二四）  
十一月六日

（金曜日）

## 目次

### 監査公表

昭和二十七年十一月六日

## ○監査公表

### 監査委員公表第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、竹田市 工藤英士及び同市 工藤奈美から請求のあった住民監査請求について監査した結果を同条第4項の規定により、平成27年11月5日付けで請求人らに通知したので、次のとおり公表する。

平成27年11月6日

大分県監査委員	米 濱 光 郎
大分県監査委員	柳 井 貞 美
大分県監査委員	御 手 洗 吉 生
大分県監査委員	玉 田 輝 義

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、法第242条所定の要件を具備しているものと認められたので、平成27年9月9日付けでこれを受理した。

#### 2 請求人

竹田市 工藤 英士
竹田市 工藤 奈美
（請求人ら代理人 弁護士 徳田 靖之）
（請求人ら代理人 弁護士 亀井 正昭）

（請求人ら代理人 弁護士 佐々木 淳夫）

### 3 請求の要旨

本件請求に係る請求人らの主張事実及び措置要求については、次のとおりである（見出し符号及び一部の個人名を除き、原文のまま掲載。事実証明書は省略）。

#### （イ）請求の趣旨

ア 大分県に対する損害賠償請求訴訟とその結果

請求人らは、大分県が設置する大分県立竹田高等学校（以下「竹田高校」という。）の剣道部に在籍していた亡工藤剣太（以下「剣太」という。）の父母である。

請求人らは、竹田高校教員で剣道部の顧問を務めるA及び副顧問を務めるBについて、平成21年8月22日に実施された竹田高校剣道部の練習中に、剣太が熱射病を発症したにもかかわらず、直ちに練習を中止して医療施設に搬送し、あるいは冷却措置を実施するなどの処置を執らなかつたことによつて剣太が死亡するに至つたことについて、A及びBに対しては民法709条に基づき、大分県に対しては民法715条1項本文又は国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ連帯して損害賠償を求め訴訟を提起した（大分地方裁判所平成22年（ワ）第222号。なお、同訴訟では搬送後の病院の過失も競合していたため、病院設置者である豊後大野市も共同被告とされた。）。

大分地方裁判所は、平成25年3月21日に同訴訟の判決を言い渡したが、その内容は次のとおりである。

「1 被告大分県及び被告豊後大野市は、原告工藤英士に対し、連帯して2328万円013円及びこれに対する平成21年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

2 被告大分県及び被告豊後大野市は、原告工藤奈美に対し、連帯して2328万円013円及びこれに対する平成21年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」

（以上につき甲1参照）

#### イ 判決確定とその後の供託と求償権の取得

大分県は、上記判決に対して控訴しなかつたため、上記判決は確定した。

その後、大分県は、豊後大野市と連帯して、賠償金及び遅延損害金を供託した。

この大分県の供託により、大分県は、A及びBに対し、求償権を取得するに至つた（国家賠償法1条2項）。ただし、剣太を死亡するに至らしめたA及びBの行為

には、以下に述べるとおり、少なくとも重大な過失が存在していることは明白だからである。

平成21年8月22日、剣太は、熱射病による急性心不全、呼吸不全で死亡したものであるところ、同日の練習においては、上記判決も認定しているところ、Aのバイア椅子の道場内への投げ込みに始まり、剣太が「もう無理です」と訴えてもAは練習を続けさせ、意識障害の生じた剣太に対し、Aは、前蹴り等の暴力を振るったうえに、意識を失った剣太に対し、「演技じゃろうが」等と叫びながら、往復ピンタを10回も浴びせるといった蛮行に及んだものであり、Bは、これら一連の行為を目前で現認しながら、中止させようとしなかった。

このようなA・B両名の行為は、いずれもおよそ教育の名に値しないものであって、本来であれば、傷害致死罪ないしは、少なくとも業務上過失致死罪に問われるべき悪質極まる事案であると指摘せざるをえず、A・Bらに重過失が存在することは明らかというほかない。

したがって、大分県は、A及びBに対し、供託金額について求償すべき義務を負っていることは明白である。

ウ 求償権行使を怠っている事実とその違法・不当性  
しかるに、大分県は、現在に至るまで、供託金額についてA及びBに対する求償権行使を怠っている。

この点、上記判決において、「重過失」が正面から認定されていないことは、A及びBらに重過失が認められないということの理由にはなりえない。けだし、上記判決は、重過失の有無を判断した上で、これを否定する判決ではないからである。

一般に、判決は、結論であるところの判決主文を導くために必要不可欠な要件に該当する事実の存否を判断するにとどまるものであるところ、大分県につき国家賠償責任の有無を判断するに当たっては、「公務員」たるA及びBの「過失」の有無を判断し、過失有りと判断すれば足りるものであるから（国家賠償法1条1項）、それ以上に、「重過失」の存否に言及する必要性がないのである。

そのような形式的な理由から、原判決は、Aらの過失について重過失にまで該当するといえるかについては明言しないものの、実質的判断を見る限りは、重過失を肯定していると理解すべき言及が認められる。

具体的には、「剣太が異常な行動を取っていることを容易に認識し得たといえる」（甲1・52頁）、「剣太が熱射病（ないしⅢ度熱中症）を発症したことについてもやはり容易に認識し得たといふべきである」（同頁）として注意義務を肯定し

た上で、注意義務違反行為として、単に、練習中止や救急車要請等の措置を怠ったというのみならず、「剣太がふらふらと歩いて壁に額を打ち付けて倒れた際にも、それが剣太による『演技』であるとして、何らの措置も取らなかつた」とまで認定され（同53頁）、かつ、「Aは、剣太の頬に平手打ちするなどし、これは気付けの趣旨であったと主張するが、このような行動は、熱中症を発症した者に対して行うべき適切な措置と認めすることはできない」とされている（同54頁）。

単に認識し得たということにとどまらず、「容易に」認識し得たという表現に加え、単に注意義務を怠ったということにとどまらず、異常行動を「演技」だとして無視したうえ、頬に平手打ちしたことが熱中症患者に対する措置として不適切であると明言するこの一連の判示は、予見の容易性及び注意義務違反の程度が重大であることを強調するものであり、まさに重過失に相当するものであったことを述べているとみるのが法律家の標準的理解である。

したがって、仮に、上記判決において、Aらの行為が「重過失」にあたることと明言されていないことのみをもって重過失が認定されないとし、それを理由に求償権行使をしないとの立場を県がとっているとするれば、それは、上記判決の理解を完全に誤る違法・不当な判断といわざるを得ない。

これまで述べたとおり、本件においては、A及びBの行為に少なくとも重過失が認められることは明白である。

そのうえで、このようないわば常軌を逸した「しごき」（＝体罰）による死亡事故は、およそ教育的指導の範囲を逸脱した違法行為であるから、専ら行為者の責任が問題とされるべきであって、県の監督義務に由来する求償権行使の制限も考慮する必要はなく、したがって、供託金額の一部求償ではなく、その全部について求償すべきといふべきである。

よって、大分県が、現在に至るまで、供託金額相当額の求償権行使を怠っていることには何ら理由がなく、違法・不当なものであって、これにより、大分県には、供託金額相当額の損害が生じている。

なお、念のため付言するに、本請求は、供託金の支出の違法・不当を問題にするものではなく、あくまでも、求償権行使を怠っていることが違法・不当に財産の管理を怠る事実と該当することを理由にするものであり、これは、いわゆる「真性怠る事実」とされるものであるから、およそ期間制限に服さない請求である。

(2) 措置の請求  
監査委員は、大分県知事に対し、A及びBに求償権を行使し、供託金額相当額の支

払を求める措置を講じるよう勧告することを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象機関

大分県教育庁体育保健課を監査対象機関とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人らに対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人らは、平成27年9月28日に、追加資料（意見陳述書及び事実証明書）を提出するとともに、住民監査請求に至った経緯、剣太の死亡した日の前日のAの言動並びに剣太の死亡した日の練習中の剣太の状態、Aの言動及びBの不作为並びに大分地方裁判所の判決による重過失の認否等について、請求の要旨を補足する陳述を行った。

### 3 監査対象事項

本件請求において監査対象とする財務会計上の行為を、大分県（以下「県」という。）、豊後大野市、A及びBに対し、それぞれ連帯して損害賠償を求めるよう、請求人らが原告として提起した訴訟（大分地方裁判所平成22年（ワ）第222号。以下「別件訴訟」という。）の判決が確定し、県が供託した損害賠償金について、県がA、Bに対して取得した求償権の行使を怠る事実を監査対象とし、当該求償権の行使を違法に怠っているか否か等について監査した。

### 4 監査の実施

平成27年10月8日に監査対象機関に対し監査を実施した。

## 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

「本件請求は、理由がないものとして棄却する。」

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

(1) 別件訴訟において、大分地方裁判所が認定した事実について

別件訴訟において、大分地方裁判所が本件事故に係る事実認定を行っているが、本件請求において、監査委員は、あらかじめ別件訴訟で提出された書証等を調査し、以下の事実についての確認を行った。

- ・平成21年8月10日から13日まで、剣道部の夏合宿が行われた。
- ・同月14日から16日まで、完全休養日であった。
- ・同月17日の後期補習の初日に、剣道部員に新型インフルエンザ罹患の可能性が出

てきたことから、同日から20日まで自宅待機となった。

・同月21日、部員のみによる自主練習が行われた。

・同月22日の大分地方気象台管理の竹田観測所における気温は、午前9時で28.5℃、午前10時40分で30.7℃（同日の最高気温）、午前11時50分で30.4℃、午後0時で30.2℃であった。

・同日午前9時、Aは、剣道場において、剣道部の練習を開始させ、部員らは、胴と垂れを着け、体操、素振り、足さばきの練習を行い、午前9時30分からは、前進、後退等の足運びの練習を行った。

・Bは、遅れて9時15分頃から練習に参加した。

・Aらは、部員らに、午前9時55分頃から午前10時25分頃までの間、休憩をとらせた。その間に、部員は、各自水分補給をした。

・休憩後は、面をつけて、午前10時25分頃から午前11時過ぎ頃まで、面打ち、切り返しの練習が行われた。途中、練習を中断し、A、Bの指導が適宜行われた。

・一息の切り返しの練習中、Aが、部員らを集め、剣太が一息の切り返しができているか確認させたため、剣太は、他の部員らよりも数回多く切り返しの練習をした。

・Aが、剣太を「合格」と判定してよいかどうかを他の部員らに尋ねたところ、2年生の男子部員1名が剣太を合格と判定したが、Aは、その判定を撤回させた。

・この前後に、Aが、椅子を床に向かって投げたり、剣太の首のあたりを叩いたり、面を着け直そうとして座る剣太を押しなどした。

・午前11時過ぎ頃から、打ち込み稽古が開始された。当初4人元立ちで行われ、途中で3人元立ちに、その後2人元立ちになって行われた。この練習の間に、トイレットに行つて嘔吐する部員がいた。

・剣太以外の部員は、有効打突を取つて合格し、打ち込み稽古を終えていたが、剣太は合格できず、1人繰り返し打ち込み稽古をした。Aは、再び、他の部員らに剣太の可否を判定させたが、他の部員らは剣太が合格であるとは判定しなかった。このため、剣太は、他の部員よりも数回多く打ち込み稽古をした。

・この打ち込み稽古の最中、剣太が「もう無理です。」などと言ひ、それに対しAが「お前の目標は何だ。」と問うたところ、剣太は「大分県制覇です。」と答え、「俺ならできる。」と言ひ、稽古を続けた。

・剣太は、打ち込みの最後の面打ちについて、小技でしななければならないところを大技で、かつ元立ちの女子部員が頭を押さえるぐらいに強い力で打ち込んだ。

・元立ちが女子部員から男子部員に交代した後、元立ちが先に発声したのに対し、剣太が発声を返さなかったため、元立ちが発声するように促し、剣太の竹刀を払ったところ、剣太は竹刀を落とす。しかし、剣太はそのことに気が付かないまま、竹刀を構える仕草を続ける行動をした。他の部員らが注意しても剣太はこれに気が付かなかつた。

・Aが、「演技するな。」などと言いつながら、剣太の右横腹部分を前蹴りした。剣太は、一旦は踏みとどまったものの、ふらついて倒れた。

・他の部員が、剣太に対してコップで水を掛けると、剣太は、倒れたまま、自らの太腿付近を叩いたりする動作をした。また、この間に、剣太は、自らの面をはぎ取るなどの動作もした。

・Aが、剣太の頬を叩き、剣太は再び立ち上がったが、道場内の女子部室の方へふらふらと歩いて行き、壁に額を打ち付けて倒れた。このとき、剣太は、頭部から出血する傷を負った。

・Aは、倒れた剣太の上にまたがり、「B先生、これは演技じゃけん、心配せんではない」旨、「俺は何人も熱中症の生徒を見てきている」旨述べ、また、「演技をするな。」「目を開けんか。」などと言いつながら、10回程度、剣太の頬に平手打ちをした。

・その後、Aは、他の部員らを集め、面打ちの練習を1回させ、練習を終了した。

・他の部員らやBは、剣太に水を飲ませるなどした。

・午前11時55分頃、Aら及び他の部員らは、剣太に水分を摂らせ、頭部の傷を拭き、応急措置として、部員らが冷却のために利用していた保冷剤で剣太の額、頸部、脇の下、腿の付け根を冷やすとともに、大型扇風機を剣太に近付けて、風を当てた。

・その後、剣太が、突然嘔吐した。Aは、剣太に対して「おまえもう無理なんか。」「救急車呼ぶんか。」などと声を掛けたが、剣太はその声掛けに応じなかつた。

・その様子を見て、Aは、午後0時19分、救急車の出動を要請し、午後0時24分頃、救急車が竹田高校に到着した。剣太は救急車に乗せられ、Aも救急車に同乗した。

・剣太は、午後0時54分頃、公立おがた総合病院（平成21年8月22日当時の名称であり、その後「豊後大野市民病院」に名称を変更した。）に搬入された。

・公立おがた総合病院で、C医師は、剣太に対し、酸素投与及び輸液を行った。

・酸素投与及び輸液の後、当初確認されなかつた発汗が確認されるようになった。また、血圧に改善の傾向がみられ、呼吸状態に安定の傾向がみられたが、意識状態は改善しなかつた。

・C医師は、剣太が公立おがた総合病院に搬入された時点において、体温（腋窩温）が39.3℃であること、意識障害を起していたこと及び発汗の停止がみられたことなどの剣太の全身状態について認識しており、その際の剣太の病状について「熱中症」「重度 3週間以上の入院加療を必要とするもの」と診断した。

・C医師は、救急外来として経過観察することとし、午後3時頃に入院措置を取るまで、体温測定や冷却措置（輸液の実施を除く。）を実施することはなかつた。

・C医師は、午後3時頃、剣太に入院措置を取り、剣太に対して三点冷却を実施するよう指示したが、指示を受けた看護師の判断で四点（頭部、片側腋窩及び両側鼠径部）での冷却措置（氷枕や保冷剤を使用）が取られた。

・剣太は、午後4時10分頃、昏睡の状態に陥り、午後4時50分に至って呼吸状態が悪化し、体温は41.1℃、血圧測定不能、四肢冷感、チアノーゼがみられ、午後5時頃には、心肺停止に陥り、この頃から心臓マッサージが開始され、午後5時10分に気管内挿管による人工呼吸が開始された。そして、午後6時50分頃、剣太の死亡が確認された。

・平成21年8月23日、大分大学医学部教授の岸田哲子医師によって病理解剖が行われ、死亡原因が熱射病であると診断された。

(2) 県が損害賠償金を供託した事実について

① 別件訴訟で、平成25年3月21日に大分地方裁判所の言い渡した判決について、被告である県及び豊後大野市は控訴せず、控訴期限である同年4月4日を経過したことから、県及び豊後大野市が連帯して原告らに賠償金等を支払うことを命ずる判決が確定した。

② 県と豊後大野市との間で、平成25年4月16日、「損害賠償金の支払に関する確認書」が作成され、原告工藤英士に対する損害賠償金27,556,519円及び原告工藤奈美に対する損害賠償金27,556,519円、合計55,113,038円を、県と豊後大野市で折半し、同月24日に、27,556,519円ずつを支払うこと等について確認がされた。

③ 別件訴訟における県の訴訟代理人から、原告ら訴訟代理人に損害賠償金の受領について連絡したところ、原告2名とも受領を拒否する旨の返答があった。

④ 県と豊後大野市は、平成25年4月24日、大分地方事務局竹田支局に、それぞれ27,556,519円の供託の申請をし、同日、供託受理決定通知書及び振込依頼書の交付

を受けた。

- ⑤ 平成25年4月24日、補償補填及賠償金27,556,519円に係る支出負担行為決議書兼支出命令書が起票され、同年5月1日に、会計管理局会計課により支払がなされた。

- (3) 都道府県立学校管理者賠償責任保険による損害賠償金に係る財政負担の填補に係る事実について

都道府県立学校管理者賠償責任保険は、都道府県立学校の施設整備の不備又は管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故等に起因する損害賠償金等の財政負担を填補し、速やかに被害者の救済を図ることを目的とした制度である。

県は、平成21年4月1日午後4時から平成22年4月1日午後4時までを保険期間とする施設賠償責任保険等に加入していた。当該保険の填補限度額は、1名につき3,000万円であり、免責金額は、1事故につき200万円であった。

県は、平成25年5月22日に、供託した損害賠償金27,556,519円について、当該保険の幹事会社である東京海上日動火災保険株式会社に保険金の支払を請求し、同年6月11日に同額から免責金額200万円が控除された25,556,519円を収納した。

## 2 監査対象機関の説明

- (1) 県が、A及びBに対する求償権を取得し、その行使を違法・不当に怠っているとの請求人らの主張について

国家賠償法第1条第2項に規定する重大な過失については、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」とする判例（最高裁判昭和32年7月9日第三小法廷判決）がある。A及びBは、身体の冷却措置や救急車の出動要請などの救命措置を行っており、死亡についての認識はなく死亡に対する重大な過失があったとはできない。

したがって、県は、A及びBに対して求償権を有していない。

- (2) 別件訴訟における判決中に、大分地方裁判所がA及びBの重過失を肯定しているとして理解すべき言及が認められるとの請求人らの主張について

別件訴訟において、大分地方裁判所は、A及びBに対し、生徒が竹刀を取り落とし、直ちに練習を中止し、救急車を要請するなどして医療機関に搬送すべき注意義務があったにもかかわらず、それを怠った過失があると認定したのであり、重大な過失の判断を行っている。重大な過失の判断を行っている判決が、A及びBの

重大な過失を根拠づけるものとはなり得ない。

## 3 判断

- (1) 本件請求は、損害賠償を行った県に、国家賠償法第1条第2項の規定に基づくA及びBに対する求償権があり、県はその行使を怠っているのであるから、県に当該求償権を行使するよう求める請求である。

本件請求において、請求人らは、本件判決中の「容易に認識し得た」という記載をもって、大分地方裁判所がA及びBの重大な過失を認めている旨主張するが、本件判決は、国家賠償法第1条第1項の規定に基づく損害賠償責任が県に認められるか否かについて、その要件となるA及びBの過失の有無（同項の規定では、故意又は過失が要件とされるが、本件訴訟において、A及びBの故意については争われていない。）について判断したとどまるのであって、この表現をもって、重大な過失の有無について判断したとみることはできない。

そこで、県がA及びBに対する求償権を有するか否かを判断するためには、A及びBの過失の程度が、重大な過失とされる程度であったのかどうかについて検討する必要がある。

- (2) 重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする」とされていることから（上記最高裁判決）、同判決を基準とし、A及びBの過失の程度について、検討する。

(3) A及びBには、剣道部顧問、副顧問として、事故の発生を未然に防止し、部員の生命及び身体に危険が及ばないよう配慮する義務があった。また、A及びBは、平成21年6月29日の竹田高校の職員朝礼で配付された「熱中症対策（部活生指導）」と題する資料（以下「熱中症対策資料」という。）を受領し、その内容を把握していた。

本件事故では、剣太が竹刀を落としたままこれに気付かず、竹刀を構える仕事を続け、意識障害が発現したと本件判決が認めている時点において、剣太は熱射病ないしⅢ度熱中症を発症していたものと疑うべきところ、A及びBは、熱射病の発症を疑うことなく、より軽度の熱中症と認識して、剣太が倒れた後、剣太に水分を摂らせるなどし、また、アイスノンや保冷剤で剣太の額、頸部、脇の下、腿の付け根を冷やすとともに大型扇風機を剣太に近づけて、風を当てるといった冷却措置を取り、剣太が嘔吐し、水分の補給ができなくなった後に救急車の出動を要請したと思われる。

とはいえ、剣太が搬入された公立おがた総合病院で、剣太の診療を行ったC医師

が、熱射病を前提とした治療行為を行っていないことからすると、意識障害が発現したと認められる時点において、剣太の死亡という結果が発生する高度な蓋然性はなかったものと思われる。本件判決でも、大分地方裁判所が「一定の冷却措置を開始しているところ、これらの行動が、剣太の救命が可能となる時間を延長させることにつながる行為となった可能性は否定できない」「一時的に剣太の全身状態（意識状態を除く。）の回復が見られ、発汗の再開も見られたことを考慮すると、被告病院に搬送された時点における剣太の状態は、いまだ回復不可能な状態にまでは達しておらず」「剣太の被告病院への搬入後直ちに適切な冷却措置を開始していれば、剣太が救命され生存し得た高度の蓋然性があったものと認められる」と判示している。

こうしたことを考慮すると、A及びBは、「漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」にあったものとは認められない。

(4) よって、A及びBには、国家賠償法第1条第2項に規定する重大な過失があったとまでは認められず、県は、A及びBに対する求償権を有するとは認められない。求償権が認められない以上、県に、違法又は不当に求償権の行使を怠る事実も存在しない。

したがって、本件請求には理由がないと判断する。